

令和 4 年 9 月

第 18 回定例会議案

西 宮 市

第18回（9月）定例会提案事件表

別冊

- 1 認定第 16 号 令和3年度西宮市水道事業会計決算認定の件
- 2 認定第 17 号 令和3年度西宮市工業用水道事業会計決算認定の件
- 3 認定第 18 号 令和3年度西宮市下水道事業会計決算認定の件
- 4 認定第 19 号 令和3年度西宮市病院事業会計決算認定の件
- 5 議案第502号 西宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 6 議案第503号 西宮市医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 7 議案第504号 西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 8 議案第505号 西宮市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 9 議案第506号 令和4年度西宮市一般会計補正予算（第4号）
- 10 議案第507号 令和4年度西宮市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第508号 令和4年度西宮市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第509号 令和4年度西宮市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第510号 訴え提起の件（市営住宅等明渡し等請求事件）
- 14 議案第511号 令和3年度西宮市水道事業会計利益剰余金の処分の件
- 15 議案第512号 令和3年度西宮市工業用水道事業会計利益剰余金の処分の件
- 16 議案第513号 令和3年度西宮市下水道事業会計利益剰余金の処分の件
- 17 議案第514号 工事請負契約変更の件（津門保育所・津門児童館改築工事）
- 18 議案第515号 工事請負契約変更の件（安井小学校改築工事）
- 19 報告第123号 処分報告の件 { [損害賠償の額の決定の件（道路施設管理事故の件）] 専決処分}
- 20 報告第124号 処分報告の件 { [損害賠償の額の決定の件（公園管理事故の件）] 専決処分}
- 21 報告第125号 処分報告の件（市長の専決処分事項の指定に基づく専決処分）
- 22 報告第126号 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（一般財団法人西宮市都市整備公社）
- 23 報告第127号 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（公益財団法人西宮市国際交流協会）
- 24 報告第128号 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（西宮市土地開発公社）
- 25 報告第129号 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（西宮都市管理株式会社）
- 26 報告第130号 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（公益財団法人西宮市文化振興財団）
- 27 報告第131号 第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件（公益財団法人西宮スポーツセンター）

別冊

〔28 報告第 1 3 2 号 資金不足比率報告の件

〔29 報告監第 3 号 現金出納検査結果報告（令和 4 年 3 月分～ 5 月分）

西宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

西宮市職員の育児休業等に関する条例（平成 3 年西宮市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（育児休業をすることができない職員）

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 6 条の 6 第 7 項又は育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 西宮市職員の定年等に関する条例（昭和 5 8 年西宮市条例第 3 3 号）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）

が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）（当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては

ては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員

イ その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)において育児休業をしている非常勤職員であって、第2条の3第2号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする非常勤職員

(4) その他任命権者が定める非常勤職員

第2条の2の2及び第2条の2の3を削る。

第2条の3を次のように改める。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって、第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児

休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の3の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって、次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子

について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 第2条の3第2号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第6条中「西宮市職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続き勤務している」を「第2条第1号又は第2号に掲げる」に改める。

第7条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第12条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第12条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）
- (2) その他任命権者が定める職員

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市職員の育児休業等に関する条例（現行抄）

（育児休業をすることができない職員）

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、西宮市職員の定年等に関する条例（昭和 58 年西宮市条例第 33 号）第 4 条第 1 項の規定（同条第 2 項の規定により期限が延長される場合を含む。以下同じ。）により引き続いて勤務している職員及び非常勤職員のうち任命権者が定めるものとする。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日）

第 2 条の 2 の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）

(2) 1 歳から 1 歳 6 箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳到達日の翌日（当該子の 1 歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 非常勤職員の子が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳到達日（当該配偶者がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合

イ 当該子の 1 歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合）

第 2 条の 2 の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 箇月から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日の翌日（当該子の 1 歳 6 箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳 6 箇月到達日において育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。
(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第6条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、西宮市職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員とする。

(育児短時間勤務終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第7条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(部分休業をすることができない職員)

第12条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務をしている職員及び非常勤職員のうち任命権者が定めるものとする。

西宮市医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市医療費助成条例の一部を改正する条例

西宮市医療費助成条例（昭和 4 6 年西宮市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「9 歳」を「1 5 歳」に改め、同項第 4 号中「9 歳」を「1 5 歳」に、「1 5 歳」を「1 8 歳」に改め、同条第 2 項第 2 号の表前項第 4 号に該当する者の項を削る。

第 4 条第 1 項第 2 号中「に限る。）」の次に「又は第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる対象者」を加え、同項第 9 号中「、同項第 3 号」を「又は同項第 3 号」に改め、「又は同項第 4 号に掲げる対象者」を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の西宮市医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による受給資格等の認定の申請その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。
- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成

について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(参考 1)

○提案理由

こども医療費助成制度の助成対象拡大に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市医療費助成条例（現行抄）

(受給資格)

第 2 条 医療費の助成を受けることができる者は、本市に住所を有する者であつて、医療保険各法の適用を受けるもの（健康保険法の適用を受ける日雇特例被保険者で、同法による療養の給付を受ける資格を有しないもの（以下「日雇特例被保険者」という。）及びその被扶養者を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(3) 年齢 1 歳に達する日の翌日の属する月の末日を過ぎ、年齢 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者

(4) 年齢 9 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から年齢 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格を有しない。

(2) 次の表の左欄に掲げる者で、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に定める者に係る医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の市町村民税の地方税法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割のそれぞれの額（同法第 314 条の 7 又は同法附則第 5 条の 4 第 6 項、同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項若しくは第 7 項若しくは同法附則第 7 条の 2 第 4 項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額。以下同じ。）を合計した額が 235,000 円以上となるもの（前項第 8 号又は第 9 号に該当する者で、同表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に定める者に係る医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が 1 月から 6 月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の所得（児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 9 条の規定に基づく所得をいう。）の額が同条第 1 項に規定する政令で定める額未満となるものを除く。）

前項第 4 号に該当する者	その親権者その他の規則で定める者
前項第 5 号から第 7 号までに該当する者	左欄に掲げる者、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及びその扶養義務者で規則で定めるもの（以下「扶養義務者」という。）
前項第 8 号に該当する者	次のいずれかに掲げる左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める者 ア 両親のいない状態にある者 その者を養育する者で規則で定めるもの

	イ 母子状態及び父子状態にある者 その者の前項第9号に該当する者 (以下「母子家庭の母等」という。)及び母子家庭の母等の扶養義務者等
母子家庭の母等	左欄に掲げる者及びその扶養義務者等

(助成の範囲)

第4条 市長は、前条第1項の規定により受給資格の認定を受けた者（以下「対象者」という。）について、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める金額を助成する。ただし、第2条第1項第5号に掲げる対象者のうち障害の程度が4級に該当するものの保険医療機関等における入院以外の療養及び同項第7号に掲げる対象者の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害の医療その他精神疾患による疾病に要する療養に係る医療費については、助成を行わない。

(2) 第2条第1項第3号に掲げる対象者（特定対象者（前条第2項の規定により特定対象者の認定を受けた者をいう。以下同じ。）に限る。）が保険医療機関等で医療保険各法の給付を受けたとき（次号に掲げる場合を除く。） 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除した額。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等において2日を超えて給付を受けたときは、当該2日を超えて給付を受けた部分に係る助成については、控除を行わない。

(9) 第2条第1項第2号に掲げる対象者、同項第3号に掲げる対象者（特定対象者を除く。）又は同項第4号に掲げる対象者が保険医療機関等で医療保険各法の給付を受けたとき 当該給付に係る被保険者等負担額に相当する額

西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正
する条例制定の件

西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正
する条例

西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（昭和 6 0 年西宮市条
例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

西宮マリナパークシティ戸建地区 地区整備計画 (令和 4 年西宮市告示甲第 5 4 1 号 決定)	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された阪神 間都市計画西宮マリナパークシティ戸建地区地区計画の 区域のうち、地区整備計画が定められた区域
--	---

別表第 2 に次のように加える。

(35) 西宮マリナパークシティ戸建地区地区整備計画

	計画地区の名称	戸建地区
		次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 戸建専用住宅

ア	建築してはならない建築物	<p>(2) 専ら居住の用に供する長屋住宅（3戸以上の住戸を有するものを除く。）</p> <p>(3) 寄宿舍</p> <p>(4) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げるいずれかの用途を兼ねるもの（アからエまでに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>ウ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>エ 物品販売業を営む店舗</p> <p>オ 診療所</p> <p>(5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの（規則で定めるものを除く。）</p>	
イ	建築物の容積率	(ア) 最高限度	
		(イ) 最低限度	
ウ	建築物の建蔽率	(ア) 最高限度	
		(イ) 緩和	
エ	建築物の敷地面積の最低限度	165平方メートル	
オ	建築物の建築面積の最低限度		
			<p>1 西宮マリナパークシティ戸建地区地区計画に附属する計画図（以下この部において「計画図」という。）に表示する敷地境界線ア又は敷</p>

カ	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(ア) 距離	<p>地境界線イまでの距離は、1.5メートル</p> <p>2 計画図に表示する敷地境界線ウまでの距離は、4メートル</p> <p>3 前2項に掲げる敷地境界線以外の敷地境界線までの距離は、1メートル</p>
		(イ) 適用除外	<p>1 建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 独立した車庫で、その高さが3.5メートル以下であるもの</p> <p>(2) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である附属建築物（独立した車庫を除く。）</p> <p>2 (ア) 欄第2項の規定の適用にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する附属建築物（当該敷地につき、1棟に限る。）</p> <p>(1) 高さが5メートル以下であること。</p> <p>(2) 床面積の合計が18平方メートル以内であること。</p> <p>(3) 計画図に表示する敷地境界線ウまでの距離が1.5メートル以上であること。</p>
キ	建築物の 高さ	(ア) 最高限度	建築物の高さは、10メートルとし、階数（地階を除く。）は、2（計画図に表示する区域Aの部分にあつては、3）とする。
		(イ) 最低限度	
		(ウ) 例外	

	(エ) 適用除外	
ク	建築物の形態又は意匠の制限	
ケ	建築物に附属する垣又は柵の構造の制限	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

○提案理由

西宮マリナパークシティ戸建地区地区計画の決定に伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市手数料条例の一部を改正する条例

西宮市手数料条例（平成 1 1 年西宮市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

付則第 5 項中「及び第 8 号」を「及び第 7 号」に改める。

別表第 1 第 7 0 号中「第 8 5 条第 5 項」を「第 8 5 条第 6 項」に改め、同表第 7 0 号の 2 中「第 8 5 条第 6 項」を「第 8 5 条第 7 項」に改め、同表第 7 5 号の 4 中「第 8 7 条の 3 第 5 項」を「第 8 7 条の 3 第 6 項」に改め、同表第 7 5 号の 5 中「第 8 7 条の 3 第 6 項」を「第 8 7 条の 3 第 7 項」に改め、同表第 1 5 3 号中「「計画」を「「建築等計画」に改め、同号の表備考中「計画の」を「建築等計画の」に、「計画に」を「建築等計画に」に改め、同表第 1 5 3 号の 2 中「計画の」を「建築等計画の」に改め、「限る。）」の次に「又は同条第 6 項若しくは第 7 項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（第 1 5 4 号の 2 において「維持保全計画」という。）の認定の申請」を加え、「長期優良住宅増改築計画認定申請手数料」を「長期優良住宅増改築計画等認定申請手数料」に改め、同表第 1 5 4 号中「計画の」を「建築等計画の」に改め、同号の表備考中「計画に」を「建築等計画に」に改め、同表第 1 5 4 号の 2 中「計画の」を「建築等計画の」に改め、「限る。）」の次に「又は維持保全計画の変更の認定の申請」を加え、「長期優良住宅増改築計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅増改築計画等変更認定申請手数料」に改

め、同表第155号中「（以下この号において「計画」という。）」を削る。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、付則第5項並びに別表第1第70号、第70号の2、第75号の4及び第75号の5の改正規定は、公布の日から施行する。

（参考1）

○提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

（参考2）

○西宮市手数料条例（現行抄）

付 則

5 当分の間、西宮市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成18年西宮市条例第41号）第2条第1号に規定する証明書自動交付機又は多機能端末機による場合における別表第1第8号並びに別表第2第1号、第3号、第6号及び第8号の規定の適用については、別表第1第8号中「第120条第1項又は第126条」とあるのは「第120条第1項」と、「450円」とあるのは「400円」と、別表第2第1号、第3号、第6号及び第8号中「300円」とあるのは「200円」と、同表第6号中「住民票又は戸籍の附票」とあるのは「住民票」とする。

別表第1（第2条関係）

- (70) 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 仮設興行場等建築許可申請手数料
- ア 1月を超え3月以内のもの 60,000円
- イ 3月を超えるもの 120,000円
- (70(2)) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 仮設興行場等建築特例許可申請手数料 160,000円
- (70(4)) 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 興行場等としての使用許可申請手数料
- ア 1月を超え3月以内のもの 60,000円
- イ 3月を超えるもの 120,000円
- (70(5)) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 特別興行場等としての使用特例許可申請手数料 160,000円

(153) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第4項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この号から第154号の2までにおいて「計画」という。）の認定の申請（住宅の新築に係るものに限る。）に対する審査 長期優良住宅新築計画認定申請手数料

備考 計画の認定の申請に長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における手数料の額は、第34号に規定する建築物に関する確認申請手数料の額又は第34号の2に規定する建築物に関する計画通知審査手数料の額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額）を加算した額とする。

(1) 計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第35号に規定する建築設備に関する確認申請手数料の額又は第35号の2に規定する建築設備に関する計画通知審査手数料の額

(2) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第36号に規定する工作物に関する確認申請手数料の額又は第36号の2に規定する工作物に関する計画通知審査手数料の額

（該当部分のみ抜粋）

(153)2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく計画の認定の申請（住宅の増築又は改築に係るものに限る。）に対する審査 長期優良住宅増改築計画認定申請手数料

（該当部分のみ抜粋）

(154) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この号において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく計画の変更の認定の申請（住宅の新築に係るものに限る。）に対する審査 長期優良住宅新築計画変更認定申請手数料

備考 計画の変更の認定の申請に法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における手数料の額は、第34号に規定する建築物に関する確認申請手数料の額又は第34号の2に規定する建築物に関する計画通知審査手数料の額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額）を加算した額とする。

(1) 計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第35号に規定する建築設備に関する確認申請手数料の額又は第35号の2に規定する建築設備に関する計画通知審査手数料の額

(2) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第36号に規定する工作物に関する確認申請手数料の額又は第36号の2に規定する工作物に関する計画通知審査手数料の額

（該当部分のみ抜粋）

(154)2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この号において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく計画の変更の認定の申請（住宅の増築又は改築に係るものに限る。）に対する審査 長期優良住宅増改築計画変更認定申請手数料

（該当部分のみ抜粋）

(155) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における認定長期優良住宅建築等計画（以下この号において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 譲受人を決定した場合等における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

（該当部分のみ抜粋）

令和4年度 西宮市一般会計補正予算
(第4号)

令和4年度 西宮市の一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,314,579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201,611,442千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

令和4年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		41,387,637	1,342,691	42,730,328
	10 国庫補助金	9,864,824	1,342,691	11,207,515
50 県支出金		14,454,179	17,778	14,471,957
	10 県補助金	3,330,137	17,778	3,347,915
60 寄附金		106,522	782	107,304
	05 寄附金	106,522	782	107,304
70 繰越金		1	1,702,171	1,702,172
	05 繰越金	1	1,702,171	1,702,172
75 諸収入		5,383,378	△820,743	4,562,635
	90 雑入	4,110,792	△820,743	3,290,049
80 市債		11,600,300	71,900	11,672,200
	05 市債	11,600,300	71,900	11,672,200
歳入合計		199,296,863	2,314,579	201,611,442

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
05 議会費		863,514	5,849	869,363
	05 市議会費	863,514	5,849	869,363
10 総務費		20,398,721	100,281	20,499,002
	05 総務費	16,885,303	66,813	16,952,116
	15 戸籍住民基本台帳費	1,225,097	33,468	1,258,565
15 民生費		93,736,102	1,957,984	95,694,086
	05 社会福祉費	23,691,652	137,815	23,829,467
	10 老人福祉費	1,951,921	117,552	2,069,473
	15 児童福祉費	35,505,146	654,656	36,159,802
	20 障害福祉費	17,485,062	592,008	18,077,070
	25 生活保護費	15,102,321	455,953	15,558,274
20 衛生費		20,881,391	217,485	21,098,876
	03 保健費	10,782,167	197,765	10,979,932
	10 清掃費	6,237,381	19,720	6,257,101
35 商工費		1,081,653	13,342	1,094,995
	05 商工費	1,081,653	13,342	1,094,995
40 土木費		15,958,865	△34,000	15,924,865
	10 道路橋梁費	3,234,377	△34,000	3,200,377
50 教育費		23,503,009	53,638	23,556,647
	05 教育総務費	3,462,168	759	3,462,927
	10 小学校費	8,674,706	31,810	8,706,516
	15 中学校費	3,118,257	17,710	3,135,967
	20 特別支援学校費	419,266	360	419,626
	40 保健体育費	4,230,061	2,999	4,233,060
歳 出	合 計	199,296,863	2,314,579	201,611,442

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
西宮中央運動公園再整備事業事業者選定支援業務	令和5年度	12,386
医療助成システム改修業務	令和5年度	9,900
上甲子園特別養護老人ホーム等 建設 設 補 助 事 業	令和5年度	272,790
西部工場解体整備事業（仕様書作成等業務）	令和5年度	5,606
道路附属施設更新事業	令和5年度	34,000
学校施設改修事業基本設計 及 び 発 注 者 支 援 業 務	令和6年度	107,086

変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
その他プラスチック処理事業	令和5～7年度	221,018	令和5～7年度	458,712

第 3 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
老人福祉施設整備事業	補正前	800	政府資金その他から普通貸借又は証券発行による。市財政の都合により翌年度以降に繰延べ起債することができる。	4. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から30年以内(10年以内の据置を含む。)に毎半年賦の元利均等、元金均等その他の方法により償還する。ただし、借入先の融資条件に変更があるときは、その条件に従う。また、市財政の都合により繰上償還をなし、又は借換えすることができる。
	補正額	105,900			
	計	106,700			
計	補正前	11,635,400			
	補正額	105,900			
	計	11,741,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 45 国庫支出金
(項) 10 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	
45		国庫支出金	41,387,637	1,342,691	42,730,328	
	10	国庫補助金	9,864,824	1,342,691	11,207,515	
		10	総務費国庫補助金	1,721,493	1,340,781	3,062,274
		15	民生費国庫補助金	4,504,054	1,910	4,505,964
50		県支出金	14,454,179	17,778	14,471,957	
	10	県補助金	3,330,137	17,778	3,347,915	
		15	民生費県補助金	2,200,869	3,174	2,204,043
		20	衛生費県補助金	915,155	14,604	929,759
60		寄 附 金	106,522	782	107,304	
	05	寄 附 金	106,522	782	107,304	
		20	衛生費寄附金	2	782	784
70		繰 越 金	1	1,702,171	1,702,172	
	05	繰 越 金	1	1,702,171	1,702,172	
		05	繰 越 金	1	1,702,171	1,702,172
75		諸 収 入	5,383,378	△820,743	4,562,635	
	90	雑 入	4,110,792	△820,743	3,290,049	
		15	違約金及び延納利息	2	5,022	5,024
		20	過年度収入	0	9,512	9,512
		90	雑 入	4,101,530	△835,277	3,266,253

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
05 総務費補助金	1,340,781	(財 務 局) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,308,551 (市 民 局) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 32,230
20 障害福祉費補助金	1,910	(健康福祉局) 地域生活支援事業費 1,910
25 生活保護費補助金	3,174	(健康福祉局) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 3,174
03 保健費補助金	14,604	(健康福祉局) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業費 14,604
04 清掃費寄附金	782	(環 境 局) 不法投棄対策事業経費に充当 782
05 繰越金	1,702,171	(財 務 局) 前年度繰越金 1,702,171
05 違約金及び延納利息	5,022	(産業文化局) 契約違約金 (スポーツ推進課) 3,750 契約違約金 (読書振興課) 1,272
05 過年度収入	9,512	(市 民 局) 過年度福祉医療費助成事業県補助金 8,020 (健康福祉局) 過年度特別障害者手当等交付金 1,492
43 学校給食費負担金収入	△857,881	(教育委員会) 小学校給食費負担金収入 △579,903 中学校給食費負担金収入 △277,546 特別支援学校給食費負担金収入 △432
90 雑 入	22,604	(総 務 局) デジタル基盤改革支援補助金 5,830 (健康福祉局) 過年度補助金精算金戻入 10

(款) 75 諸 収 入
(項) 90 雑 入

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
80			市 債	11,600,300	71,900	11,672,200
	05		市 債	11,600,300	71,900	11,672,200
		15	民 生 債	949,300	105,900	1,055,200
		40	土 木 債	1,796,600	△34,000	1,762,600

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		過年度地域介護拠点整備費返還金 640 阪神7市1町予防接種負担金収入 16,122 過年度民間老人福祉施設整備補助金返還金 2
20 老人福祉債	105,900	(財務局) 民間老人福祉施設整備事業債 105,900
05 道路橋梁債	△34,000	(財務局) 道路橋梁新設改良事業債 △34,000

2 歳 出

(款) 05 議 会 費
(項) 05 市 議 会 費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
05		議 会 費	863,514	5,849	869,363		5,849
	05	市議会費	863,514	5,849	869,363		5,849
	05	市議会費	863,514	5,849	869,363		5,849

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
08 旅 費	5,849	(議会事務局) 801101 議会活動経費 5,849 08 旅費 5,849 議員等費用弁償 5,199 普通旅費 650

(款) 10 総務費
(項) 05 総務費

10	05	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	20,398,721	100,281	20,499,002	49,531	50,750
	05	総務費	16,885,303	66,813	16,952,116	17,301	49,512
	55	読書振興費	841,981	31,855	873,836	国庫支出金 17,301	14,554
	56	市民文化費	429,308	1,429	430,737		1,429
	57	市民文化施設費	740,391	2,772	743,163		2,772
	60	スポーツ推進費	1,041,057	30,757	1,071,814		30,757
	15	戸籍住民基本台帳費	1,225,097	33,468	1,258,565	32,230	1,238
	05	戸籍住民基本台帳費	1,217,345	33,468	1,250,813	国庫支出金 32,230	1,238

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
10 需用費	11,021	(産業文化局) 410301 図書館管理運営事業経費	31,855
11 役務費	36	10 需用費	11,021
12 委託料	6,076	電気使用料	9,273
14 工事請負費	500	ガス使用料	1,748
17 備品購入費	10,688	11 役務費	36
18 負担金補助及び交付金	3,534	システム利用料	36
		12 委託料	6,076
		図書館管理運営委託料	6,076
		14 工事請負費	500
		施設補修等工事費	500
		17 備品購入費	10,688
		事業用備品費	10,688
		18 負担金補助及び交付金	3,534
		施設管理共益負担金	3,534
10 需用費	1,429	(産業文化局) 420402 郷土資料館管理運営事業経費	1,429
		10 需用費	1,429
		電気使用料	1,030
		ガス使用料	399
10 需用費	2,772	(産業文化局) 420203 市立ギャラリー管理運営事業経費	2,772
		10 需用費	2,772
		電気使用料	1,998
		ガス使用料	774
01 報酬	224	(産業文化局) 430301 運動施設管理運営事業経費	17,861
10 需用費	17,861	10 需用費	17,861
12 委託料	12,672	電気使用料	17,861
		(産業文化局) 430303 運動施設整備事業費	12,896
		01 報酬	224
		委員報酬	224
		12 委託料	12,672
		事業支援・調査等委託料	12,672
12 委託料	33,468	(市民局) 710401 戸籍住民基本台帳事業経費	33,468
		12 委託料	33,468
		戸籍システム改修委託料	33,468

(款) 15 民生費
(項) 05 社会福祉費

15	05	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	93,736,102	1,957,984	95,694,086	491,445	1,466,539
	05	社会福祉費	23,691,652	137,815	23,829,467	8,020	129,795
	05	社会福祉総務費	2,702,156	440	2,702,596		440
	20	医療福祉費	3,503,497	102,462	3,605,959	諸収入 8,020	94,442
	60	国民健康保険事業費	4,901,849	6,608	4,908,457		6,608
	73	介護保険事業費	5,805,757	25,293	5,831,050		25,293
	76	後期高齢者医療事業費	6,360,185	3,012	6,363,197		3,012
	10	老人福祉費	1,951,921	117,552	2,069,473	106,542	11,010
	05	老人福祉総務費	1,139,716	642	1,140,358	諸収入 642	

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
12 委託料	440	(健康福祉局) 320305 介護事業所指定等事務経費 12 委託料 システム改修委託料	440 440 440
10 需用費	3,858	(市民局) 350401 こども医療助成経費	76,523
11 役務費	9,862	11 役務費 審査支払手数料	3,257 3,257
12 委託料	2,277	19 扶助費 医療費	73,266 73,266
19 扶助費	73,266		
22 償還金 利子及び割引料	13,199	(市民局) 350401 医療費助成事務経費 10 需用費 印刷製本費 11 役務費 郵便料 12 委託料 電子計算機処理等委託料 22 償還金利子及び割引料 過年度福祉医療費県補助金返納金	25,939 3,858 3,858 6,605 6,605 2,277 2,277 13,199 13,199
27 繰出金	6,608	(財務局・市民局) 800212 国民健康保険特別会計繰出金 27 繰出金 国民健康保険特別会計繰出金	6,608 6,608 6,608
27 繰出金	25,293	(財務局・健康福祉局) 800214 介護保険特別会計繰出金 27 繰出金 介護保険特別会計繰出金	25,293 25,293 25,293
27 繰出金	3,012	(財務局・市民局) 800215 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 27 繰出金 後期高齢者医療事業特別会計繰出金	3,012 3,012 3,012
22 償還金 利子及び割引料	642	(健康福祉局) 900402 一般事務経費 22 償還金利子及び割引料 過年度民間老人福祉施設整備補助金返還金 過年度地域介護拠点整備補助事業補助金返納金	642 642 2 640

(款) 15 民生費
(項) 10 老人福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	25	老人福祉施設整備費	146,628	116,910	263,538	地方債 105,900	11,010
15		児童福祉費	35,505,146	654,656	36,159,802	365,567	289,089
	05	児童福祉総務費	1,216,024	641,640	1,857,664	国庫支出金 352,551	289,089
	10	児童手当費	9,209,511	1,100	9,210,611	諸収入 1,100	
	30	児童育成費	2,352,280	11,916	2,364,196	国庫支出金 11,916	
20		障害福祉費	17,485,062	592,008	18,077,070	8,142	583,866
	05	障害福祉総務費	509,968	584,412	1,094,380	諸収入 1,502	582,910

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	116,910	(健康福祉局) 320502 民間老人福祉施設整備補助事業費 116,910 18 負担金補助及び交付金 116,910 民間老人福祉施設整備補助金 116,910
10 需用費	500	(こども支援局) 900403 一般事務経費 641,640
12 委託料	352,051	10 需用費 500 印刷製本費 500
22 償還金利子 及び割引料	289,089	12 委託料 352,051 就学前児童等給付事業委託料 352,051 22 償還金利子及び割引料 289,089 過年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金返納 金 283,200 過年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金返納 金 5,889
12 委託料	1,100	(こども支援局) 210401 児童扶養手当支給等事業経費 1,100 12 委託料 1,100 システム関係委託料 1,100
10 需用費	256	(こども支援局) 230303 児童館管理運営事業経費 11,916
11 役務費	209	10 需用費 256 消耗品費 256
12 委託料	9,000	11 役務費 209 クラウドサービス利用料 209
17 備品購入費	2,451	12 委託料 9,000 システム関係委託料 9,000 17 備品購入費 2,451 事業用備品費 2,451
22 償還金利子 及び割引料	584,412	(健康福祉局) 900404 一般事務経費 584,412 22 償還金利子及び割引料 584,412 過年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返納金 430,259 過年度障害者総合支援事業費国庫補助金返納金 4,493 過年度障害者医療費国庫負担金返納金 55,053 過年度障害児施設給付費等国庫負担金返納金 4,339 過年度障害児施設給付費等県負担金返納金 2,170 過年度障害者自立支援給付費等県負担金返納金 59,749 過年度障害者医療費県負担金返納金 27,527 過年度地域生活支援事業費国庫補助金返納金 548 過年度地域生活支援事業費県補助金返納金 274

(款) 15 民生費
(項) 20 障害福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	10	障害援護費	15,858,230	7,596	15,865,826	国庫支出金 1,910 諸収入 4,730	956
	25	生活保護費	15,102,321	455,953	15,558,274	3,174	452,779
	05	生活保護総務費	1,028,018	455,953	1,483,971	県支出金 3,174	452,779

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	4,730	(健康福祉局) 330206 障害者介護給付等事業経費 4,730
18 負担金補助 及び交付金	2,866	12 委託料 4,730 システム保守等委託料 4,730
		(健康福祉局) 330207 地域生活支援事業経費 2,866
		18 負担金補助及び交付金 2,866 ロボット等導入支援事業補助金 2,866
18 負担金補助 及び交付金	4,232	(健康福祉局) 900405 一般事務経費 455,953
22 償還金利子 及び割引料	451,721	18 負担金補助及び交付金 4,232 保護施設等の衛生管理体制確保支援等事業補助金 3,732 事業継続に向けた各種取組支援事業補助金 500
		22 償還金利子及び割引料 451,721 過年度生活保護費等国庫負担金返納金 270,550 過年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返納金 49,313 過年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返納金 2,569 過年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金返納金 129,289

(款) 20 衛生費
(項) 03 保健費

20	03	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		衛 生 費	20,881,391	217,485	21,098,876	31,508	185,977
		保 健 費	10,782,167	197,765	10,979,932	30,726	167,039
	10	保健所費	3,396,790	171,276	3,568,066	県支出金 14,604	156,672
	15	保健予防費	6,171,681	19,217	6,190,898	諸収入 16,122	3,095
	20	救急医療費	414,473	7,272	421,745		7,272
	10	清 掃 費	6,237,381	19,720	6,257,101	782	18,938
	05	清掃総務費	2,534,424	782	2,535,206	寄附金 782	
	20	じんかい処理費	1,370,179	18,733	1,388,912		18,733
	35	清掃施設整備費	41,741	205	41,946		205

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
12 委託料	14,604	(健康福祉局)	
		900407 一般事務経費	171,276
22 償還金利子及び割引料	156,672	12 委託料	14,604
		新型コロナウイルス感染症相談窓口人材派遣委託料	14,604
		22 償還金利子及び割引料	156,672
		過年度感染症事業費国庫負担金返納金	63,892
		過年度感染症発生動向調査事業費国庫負担金返納金	72,557
		過年度エイズ対策促進事業費国庫補助金返納金	251
		過年度特定感染症検査等事業費国庫補助金返納金	9,804
		過年度結核医療費国庫負担金返納金	2,839
		過年度結核医療費国庫補助金返納金	276
		過年度小児慢性特定疾病事業費国庫補助金返納金	879
		過年度小児慢性特定疾病事業費国庫負担金返納金	1,457
		過年度養育医療費国庫負担金返納金	716
		過年度養育医療費県負担金返納金	1,399
		過年度自立支援医療費国庫負担金返納金	1,496
		過年度自立支援医療費県負担金返納金	748
		過年度結核児童療育費国庫負担金返納金	6
		過年度地域生活支援事業費等国庫補助金返納金	235
		過年度地域生活支援事業費等県補助金返納金	117
18 負担金補助及び交付金	19,217	(健康福祉局)	
		370101 予防接種事業経費	19,217
		18 負担金補助及び交付金	19,217
		阪神7市1町予防接種負担金	19,217
18 負担金補助及び交付金	7,272	(健康福祉局)	
		360101 救急医療対策事業経費	7,272
		18 負担金補助及び交付金	7,272
		特殊救急診療所運営費分担金	7,272
10 需用費	782	(環境局)	
		520204 不法投棄対策事業経費	782
		10 需用費	782
		消耗品費	782
12 委託料	18,733	(環境局)	
		520205 その他プラスチック処理事業経費	18,733
		12 委託料	18,733
		処理等委託料	18,733
01 報酬	186	(環境局)	
		520211 西部工場解体整備事業費	205

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
08 旅費	19	01 報酬 186
		委員報酬 186
		08 旅費 19
		普通旅費 19

(款) 35 商工費
(項) 05 商工費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
35		商工費	1,081,653	13,342	1,094,995	15,264	△1,922
	05	商工費	1,081,653	13,342	1,094,995	15,264	△1,922
		10 商工振興費	396,246	13,342	409,588	国庫支出金 15,264	△1,922

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	13,342	(産業文化局) 460101 地域商業活性化対策事業経費 7,342 18 負担金補助及び交付金 7,342 商業活性化事業補助金 △1,922 感染症拡大等による商業団体活動継続補助金 9,264 (産業文化局) 460104 産業育成等事業経費 6,000 18 負担金補助及び交付金 6,000 住宅リフォーム助成金 6,000

(款) 40 土木費
(項) 10 道路橋梁費

40	10	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		土木費	15,958,865	△34,000	15,924,865	△34,000	
	10	道路橋梁費	3,234,377	△34,000	3,200,377	△34,000	
	20	道路橋梁新設改良費	1,207,645	△34,000	1,173,645	地方債 △34,000	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	△34,000	(土 木 局) 550310 道路橋梁新設改良事業費 △34,000 14 工事請負費 △34,000 道路附属施設更新工事費 △34,000

(款) 50 教育費
(項) 05 教育総務費

50	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	教育費	23,503,009	53,638	23,556,647	53,638	
	05 教育総務費	3,462,168	759	3,462,927	759	
	10 事務局費	1,698,542	759	1,699,301	国庫支出金 759	
	10 小学校費	8,674,706	31,810	8,706,516	31,810	
	10 教育振興費	305,987	31,810	337,797	国庫支出金 31,810	
	15 中学校費	3,118,257	17,710	3,135,967	17,710	
	10 教育振興費	228,247	17,710	245,957	国庫支出金 17,710	
	20 特別支援学校費	419,266	360	419,626	360	
	10 教育振興費	163,761	360	164,121	国庫支出金 360	
	40 保健体育費	4,230,061	2,999	4,233,060	2,999	
	10 給食費	3,921,628	2,999	3,924,627	国庫支出金 860,880 諸収入 △857,881	

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
10 需用費	210	(教育委員会) 220202 学籍等事務経費	759
11 役務費	549	10 需用費	210
		印刷製本費	210
		11 役務費	549
		口座振込手数料	549
18 負担金補助 及び交付金	31,810	(教育委員会) 220503 小学校就学奨励助成事業経費	31,810
		18 負担金補助及び交付金	31,810
		生活支援特別給付金	31,810
18 負担金補助 及び交付金	17,710	(教育委員会) 220503 中学校就学奨励助成事業経費	17,710
		18 負担金補助及び交付金	17,710
		生活支援特別給付金	17,710
18 負担金補助 及び交付金	360	(教育委員会) 220503 特別支援学校就学奨励助成事業経費	360
		18 負担金補助及び交付金	360
		生活支援特別給付金	360
12 委託料	2,999	(教育委員会) 220508 給食管理運営事業経費	2,999
		12 委託料	2,999
		徴収システム改修委託料	2,860
		封入封緘等委託料	139

追 加

事 項	限 度 額	令和3年度末までの 支出額		令和4年度以降の 支出（見込）額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
西宮中央運動公園再整備事業 事業者選定支援業務	12,386			5	12,386
医療助成システム改修業務	9,900			5	9,900
上甲子園特別養護老人ホーム等 建設補助事業	272,790			5	272,790
西部工場解体整備事業 (仕様書作成等業務)	5,606			5	5,606
道路附属施設更新事業	34,000			5	34,000
学校施設改修事業基本設計 及び発注者支援業務	107,086			6	107,086

(参 考)

1. 西宮中央運動公園再整備事業事業者選定支援業務 12,386,000円
(令和5年度)
西宮中央運動公園再整備事業に係る事業者選定支援業務の委託
総事業費 25,058,000円の一部
2. 医療助成システム改修業務 9,900,000円
(令和5年度)
医療費助成制度拡大に伴うシステム改修業務の委託
3. 上甲子園特別養護老人ホーム等建設補助事業 272,790,000円
(令和5年度)
上甲子園特別養護老人ホーム等の整備に係る補助事業
総事業費 389,700,000円の一部
4. 西部工場解体整備事業(仕様書作成等業務) 5,606,000円
(令和5年度)
西部工場解体整備事業に係る仕様書作成等業務の委託
5. 道路附属施設更新事業 34,000,000円
(令和5年度)
アプリ甲東昇降施設更新工事
6. 学校施設改修事業基本設計及び発注者支援業務 107,086,000円
(令和6年度)
苦楽園小学校・苦楽園中学校の長寿命化改修に伴う基本設計及び発注者支援業務の委託

のについての前年度末までの支出額
 関する調書

(単位：千円)

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定 財 源	財 源		
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
			12,386
			9,900
	247,400		25,390
			5,606
	34,000		
			107,086

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
および当該年度以降の支出予定額等に

変 更

事 項	限 度 額		令和3年度末までの 支出額		令和4年度以降の 支出(見込)額	
			期 間	金 額	期 間	金 額
その他プラスチック処理事業	補正前	221,018			5~7	221,018
	補正額	237,694			-	237,694
	補正後	458,712			5~7	458,712

(参 考)

その他プラスチック処理事業

補正前 (令和5年度~令和7年度)

221,018,000円

補正後 (令和5年度~令和7年度)

458,712,000円

処理量の増に伴う限度額の変更

のについての前年度末までの支出額
 関する調書

(単位：千円)

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定 財 源			
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
			221,018
			237,694
			458,712

給 与 費 明 細 書

一般会計

1. 特別職

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給	そ の 他 の 手 当	計				
補 正 後	長等	3		37,747	(4.45月) 16,843	26,182	80,772	8,053	88,825	
	議員	41	342,228		(4.45月) 149,948		492,176	98,756	590,932	
	その他	2,697	397,144	17,844	(4.45月) 7,942	6,550	429,480	3,857	433,337	
	計	2,741	739,372	55,591	174,733	32,732	1,002,428	110,666	1,113,094	
補 正 前	長等	3		37,747	(4.45月) 16,843	26,182	80,772	8,053	88,825	
	議員	41	342,228		(4.45月) 149,948		492,176	98,756	590,932	
	その他	2,686	396,734	17,844	(4.45月) 7,942	6,550	429,070	3,857	432,927	
	計	2,730	738,962	55,591	174,733	32,732	1,002,018	110,666	1,112,684	
比 較	長等									
	議員									
	その他	11	410				410		410	
	計	11	410				410		410	

令和4年度 西宮市国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

令和4年度 西宮市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,578千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,445,275千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰入金		4,905,635	7,578	4,913,213
	05 繰入金	4,905,635	7,578	4,913,213
歳入合計		43,437,697	7,578	43,445,275

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
05 総務費		684,988	6,608	691,596
	05 総務管理費	613,972	6,608	620,580
25 保健事業費		363,300	970	364,270
	05 保健事業費	363,300	970	364,270
歳 出 合 計		43,437,697	7,578	43,445,275

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 65 繰入金
(項) 05 繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
65				
	繰入金	4,905,635	7,578	4,913,213
	05			
	繰入金	4,905,635	7,578	4,913,213
	10			
	一般会計繰入金	4,901,849	6,608	4,908,457
	15			
	基金繰入金	3,786	970	4,756

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 職員給与費 等繰入金	6,608	職員給与費等繰入金	6,608
05 基金繰入金	970	財政安定化基金繰入金	970

2 歳 出

(款) 05 総務費
(項) 05 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般会計 繰入金
05		総 務 費	684,988	6,608	691,596		6,608
	05	総務管理費	613,972	6,608	620,580		6,608
		05 一般管理費	601,873	6,608	608,481		6,608

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	3,513	350101 国民健康保険事務経費	6,608
12 委託料	3,095	10 需用費	3,513
		印刷製本費	3,513
		12 委託料	3,095
		通知書等自動封入委託料	3,095

(款) 11 国民健康保険事業費納付金
 (項) 05 国民健康保険事業費納付金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般会計 繰入金
11		国民健康保険事業費納付金	12,762,801	0	12,762,801		
	05	国民健康保険事業費納付金	12,762,801	0	12,762,801		
		05 医療給付費分	8,849,402	0	8,849,402	保険料 △970 基金繰入金 970	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 25 保健事業費
 (項) 05 保健事業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般会計 繰入金
25		保健事業費	363,300	970	364,270	970	
	05	保健事業費	363,300	970	364,270	970	
		05 保健事業費	115,038	970	116,008	保険料 970	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	970	350101 健康啓発事業経費 10 需用費 印刷製本費	970 970 970

令和4年度 西宮市介護保険特別会計補正予算
(第1号)

令和4年度 西宮市の介護保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202,348千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,325,166千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
45 国庫支出金		8,465,230	45,510	8,510,740
	05 国庫負担金	6,176,435	36,667	6,213,102
	10 国庫補助金	2,288,795	8,843	2,297,638
47 支払基金交付金		9,585,329	54,634	9,639,963
	05 支払基金交付金	9,585,329	54,634	9,639,963
50 県支出金		5,184,661	29,097	5,213,758
	05 県負担金	4,838,356	29,097	4,867,453
65 繰入金		6,436,586	73,107	6,509,693
	05 繰入金	6,436,586	73,107	6,509,693
歳 入 合 計		37,122,818	202,348	37,325,166

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 保険給付費		33,891,666	202,348	34,094,014
	05 保険給付費	33,891,666	202,348	34,094,014
歳 出	合 計	37,122,818	202,348	37,325,166

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 45 国庫支出金
(項) 05 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
45		国庫支出金	8,465,230	45,510	8,510,740
	05	国庫負担金	6,176,435	36,667	6,213,102
		介護給付費負担金	6,176,435	36,667	6,213,102
	10	国庫補助金	2,288,795	8,843	2,297,638
		調整交付金	1,481,065	8,843	1,489,908
47		支払基金交付金	9,585,329	54,634	9,639,963
	05	支払基金交付金	9,585,329	54,634	9,639,963
		介護給付費交付金	9,150,750	54,634	9,205,384
50		県支出金	5,184,661	29,097	5,213,758
	05	県負担金	4,838,356	29,097	4,867,453
		介護給付費負担金	4,838,356	29,097	4,867,453
65		繰入金	6,436,586	73,107	6,509,693
	05	繰入金	6,436,586	73,107	6,509,693
		基金繰入金	630,829	47,814	678,643
		一般会計繰入金	5,805,757	25,293	5,831,050

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
05 現年度分	36,667	介護給付費負担金	36,667
05 調整交付金	8,843	調整交付金	8,843
05 現年度分	54,634	介護給付費交付金	54,634
05 現年度分	29,097	介護給付費負担金	29,097
05 基金繰入金	47,814	介護給付費準備基金繰入金	47,814
05 介護給付費繰入金	25,293	介護給付費繰入金	25,293

2 歳 出

(款) 10 保険給付費
(項) 05 保険給付費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般会計 繰入金
10		保険給付費	33,891,666	202,348	34,094,014	177,055	25,293
	05	保険給付費	33,891,666	202,348	34,094,014	177,055	25,293
		05 介護サービス等 諸費	32,607,019	202,348	32,809,367	国庫支出金 45,510 県支出金 29,097 支払基金交付 金 54,634 基金繰入金 47,814	25,293

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	202,348	320306 介護サービス等諸費 18 負担金補助及び交付金	202,348 202,348
		居宅介護サービス給付費	108,656
		地域密着型介護サービス給付費	33,157
		施設介護サービス給付費	52,691
		居宅介護サービス計画給付費	3,483
		介護予防サービス給付費	3,668
		地域密着型介護予防サービス給付費	215
		介護予防サービス計画給付費	478

令和4年度 西宮市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第1号)

令和4年度 西宮市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は次に定める
ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,012千円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ8,026,634千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰入金		1,647,224	3,012	1,650,236
	05 一般会計繰入金	1,647,224	3,012	1,650,236
歳入合計		8,023,622	3,012	8,026,634

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
05 総務費		323,467	3,012	326,479
	10 徴収費	62,252	3,012	65,264
歳 出	合 計	8,023,622	3,012	8,026,634

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 65 繰入金
(項) 05 一般会計繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
65		繰入金	1,647,224	3,012	1,650,236
	05	一般会計繰入金	1,647,224	3,012	1,650,236
		05 事務費繰入金	422,354	3,012	425,366

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
05 事務費繰入金	3,012	総事務費繰入金	3,012

2 歳 出

(款) 05 総務費
(項) 10 徴収費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般会計 繰入金
05		総務費	323,467	3,012	326,479		3,012
	10	徴収費	62,252	3,012	65,264		3,012
		05 徴収費	62,252	3,012	65,264		3,012

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
10 需用費	602	350203 後期高齢者医療保険料徴収事務経費	3,012
12 委託料	2,410	10 需用費	602
		印刷製本費	602
		12 委託料	2,410
		通知書自動封入等委託料	2,410

訴 え 提 起 の 件

下記のとおり訴えを提起する。

令和4年8月31日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 訴えの事件名

市営住宅等明渡し等請求事件

2 訴えの相手方

(1) * * * * *

* * * *

(2) * * * * *

* * * *

(3) * * * * *

* * * *

3 訴えの趣旨

(1) 次に掲げる市営住宅の明渡しを求める。

ア 相手方(1)にあつては当該住所地の市営住宅

イ 相手方(2)及び(3)にあつては* * * * *

(2) 相手方(1)に対し、* * * * *物置の明渡し
を求める。

(3) 相手方(1)から(3)までにあつては滞納家賃、延滞金及び家賃相当損害金の支払を、
相手方(1)にあつては加えて物置滞納使用料及び損害金の支払を求める。

(4) 相手方(1)にあつては滞納家賃等(物置滞納使用料を含む。)の全額を支払い、以後の家賃(物置使用料を含む。)を滞納せずに支払うと申し出た場合、この項(1)から(3)までの規定にかかわらず、市は当該市営住宅(物置を含む。)を対象とした訴え提起前の和解を申し立てることができる。

4 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(参考)

○訴えを提起する理由

市営住宅の入居者である相手方(1)にあつては家賃及び物置使用料を長期にわたり滞納し、市の催告にもかかわらずこれに応じないため、相手方(2)及び(3)にあつては市営住宅を不正に使用し、市の明渡し請求にもかかわらずこれに応じないため、訴えを提起するものである。

令和 3 年度西宮市水道事業会計利益剰余金の処分の件

令和 3 年度西宮市水道事業会計利益剰余金の処分について、次のとおりとする。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

令和 3 年度西宮市水道事業会計の未処分利益剰余金 4, 8 0 7, 3 6 1, 3 0 5 円のうち 8 3 1, 4 0 0, 0 0 0 円を資本金に組み入れ、5 4, 6 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に、1, 0 3 6, 7 2 9, 0 0 0 円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てる。

(参考)

○地方公営企業法

(剰余金の処分等)

第 3 2 条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

令和 3 年度西宮市工業用水道事業会計利益剰余金の処分の件

令和 3 年度西宮市工業用水道事業会計利益剰余金の処分について、次のとおりとする。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

令和 3 年度西宮市工業用水道事業会計の未処分利益剰余金 4 8 8 , 2 8 6 , 4 0 0 円のうち 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円を資本金に組み入れ、4 , 6 0 0 , 0 0 0 円を減債積立金に、4 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てる。

(参考)

○地方公営企業法

(剰余金の処分等)

第 3 2 条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

令和 3 年度西宮市下水道事業会計利益剰余金の処分の件

令和 3 年度西宮市下水道事業会計利益剰余金の処分について、次のとおりとする。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

令和 3 年度西宮市下水道事業会計の未処分利益剰余金 2, 6 3 6, 8 2 2, 5 5 1 円の
うち 3 9 4, 6 2 0, 2 8 6 円を資本金に組み入れ、3 8 3, 8 5 2, 9 6 3 円を減債積
立金に積み立てる。

(参考)

○地方公営企業法

(剰余金の処分等)

第 3 2 条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

工事請負契約変更の件

令和4年3月17日議決を得た工事請負契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和4年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

議決番号	変更事項
議決第545号	契約金額「金621,500,000円」を「金625,183,044円」に変更する。

(参考)

- 1 変更理由 令和4年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について対応すべく設計変更を行うため。
- 2 原契約の目的 津門保育所・津門児童館改築工事
- 3 契約の相手方 西宮市高松町20番21号
松田・シババヤシ 特定建設工事共同企業体
- 4 工期 令和4年3月18日から令和5年9月29日まで

工事請負契約変更の件

令和3年3月23日議決を得た工事請負契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和4年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

議決番号	変更事項
議決第359号	報告第104号（令和4年3月1日終了）で変更した契約金額「金2,857,090,144円」を「金2,863,414,732円」に変更する。

(参考)

- 1 変更理由 学校及び育成センターの要望による防球ネットの範囲拡大、外壁タイルの形状変更、育成センターのタラップ追加等に伴い工事費が増額となるため。
- 2 原契約の目的 安井小学校改築工事
- 3 契約の相手方 西宮市池田町12番20号
新井組・安武建設 特定建設工事共同企業体
- 4 工期 令和3年3月24日から令和6年3月8日まで

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年8月31日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

専決第20号

損害賠償の額の決定の件専決処分書

下記のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年8月1日専決

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 相手方

* * * *

2 事件の概要

*****において、街路樹の根が相手方敷地に侵入し、土間を破損したものの。

3 示談の要旨

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償金として金1,012,949円を負担する。
- (2) 当事者双方は、本件事故について、本示談条項以外相互に何らの債権債務がないことを確認する。

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年8月31日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

専決第21号

損害賠償の額の決定の件専決処分書

下記のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年8月1日専決

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 相手方

* * * *

2 事件の概要

令和4年5月5日午前10時頃、*****先夙川河川敷緑地内の腐食していた樹木が倒れたため相手方家屋に接触し、これを破損したものの。

3 示談の要旨

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償金として金1,570,738円を負担する。
- (2) 当事者双方は、本件事故について、本示談条項以外相互に何らの債権債務がないことを確認する。

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告する。

令和4年8月31日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定に基づき、次の事件を専決処分する。

専決第7号	令和4年5月17日
専決第8号	令和4年5月20日
専決第9号	令和4年5月23日
専決第11号	令和4年6月8日
専決第12号	令和4年6月27日
専決第13号	令和4年6月30日
専決第14号	令和4年7月5日
専決第15号	令和4年7月8日
専決第16号	令和4年7月26日
専決第17号	令和4年7月26日
専決第18号	令和4年7月29日
専決第19号	令和4年7月29日

和解に係る専決処分（指定事項第1号該当）

専決年月日	令和4年5月17日
専決番号	第7号
相手方	***** * * * *****
事件の概要	令和3年12月24日午後2時40分頃、西宮市天道町26-9先市道幹第26号線において、相手方が歩道を歩いていたところ、植樹柵の段差に足を取られ転倒し、負傷したものの。
和解の要旨	相手方の治療費等（401,817円）の30パーセントを市が、70パーセントを相手方が負担する。

専決年月日	令和4年5月23日
専決番号	第9号
相手方	***** * * *
事件の概要	令和4年1月11日午後1時頃、西宮市菊谷町13-21先市道幹第25号線において、相手方車両（乗用車）が歩道に幅寄せしたところ、歩道に設置された縁石が道路上に張り出していたため、これに接触し、破損したものの。
和解の要旨	相手方の車両修理費（821,810円）の35パーセントを市が、65パーセントを相手方が負担する。

専決年月日	令和4年6月8日
専決番号	第11号
相手方	***** ****
事件の概要	令和4年3月19日午後7時47分頃、西宮市大畑町11-6先において、市車両（救急車）が、緊急走行を開始した直後に転回のため右方向に発進しようとしたところ、追越車線を走行していた相手方車両（乗用車）に接触し、双方の車両が破損したものの。
和解の要旨	市の車両修理費（170,302円）を市が、相手方の車両修理費（577,500円）を相手方が負担する。

専決年月日	令和4年6月30日
専決番号	第13号
相手方	***** *****
事件の概要	令和4年4月27日午後0時30分頃、武庫川河川敷緑地において、相手方車両（自転車）がサイクリングロードを走行していたところ、サイクリングロード上に張り出していた市の管理する樹木の枝に接触して転倒し、相手方が負傷するとともに相手方眼鏡が破損したものの。
和解の要旨	相手方の治療費等（33,000円）の45パーセントを市が、55パーセントを相手方が負担する。

専決年月日	令和4年7月29日
専決番号	第19号
相手方	***** * * * *
事件の概要	令和4年7月1日午後5時30分頃、西宮市山口町金仙寺1510-4 先市道山第42号線において、相手方車両（乗用車）が走行していたと ころ、コンクリート舗装の破損箇所に接触し、これを破損したもの。
和解の要旨	相手方車両のタイヤ交換費用（63,360円）を市が負担する。

損害賠償の額の決定に係る専決処分（指定事項第2号該当）

専決年月日	令和4年5月20日
専決番号	第8号
相手方	***** * * *
事件の概要	令和4年4月26日午後4時頃、西宮市甲子園高潮町7-8先において、美化第1課の職員が粗大ごみの積込みを行っていたところ、誤って粗大ごみのガラス部分を割ったためにガラス片が道路上に散乱し、当該ガラス片上を走行した相手方車両（貨物車）が破損したものの。
損害賠償の額	車両修理費 61,600円

専決年月日	令和4年6月27日
専決番号	第12号
相手方	***** * * * *****
事件の概要	令和3年7月16日午前9時50分頃、西宮市下葭原町3-8先において、美化第1課の車両（塵芥車）が南進により交差点に進入したところ、同交差点を東進していた相手方車両（自転車）に接触し、相手方が負傷するとともに同車両が破損したものの。
損害賠償の額	治療費等 386,733円

専決年月日	令和4年7月8日
専決番号	第15号
相手方	***** ****
事件の概要	令和4年3月21日午前11時35分頃、***** **先において、消防団の車両（消防車）が交差点を左折しようとしたところ、相手方フェンスに接触し、これを破損したもの。
損害賠償の額	フェンス修理費 100,000円

専決年月日	令和4年7月29日
専決番号	第18号
相手方	***** ****
事件の概要	令和4年6月1日午前9時30分頃、*****先において、美化第1課の職員が貨物車へ粗大ごみの積込みを行っていたところ、落下した粗大ごみの一部が、駐車中の相手方車両（乗用車）に接触し、これを破損したもの。
損害賠償の額	車両修理費等 448,888円

工事変更契約に係る専決処分（指定事項第3号該当）

専決年月日	令和4年7月5日
専決番号	第14号
議決番号	第360号（令和3年3月23日議決）
工事名称	安井小学校改築電気設備工事
工事場所	西宮市安井町
変更内容	契約金額「298,100,000円」を 「297,221,799円」とする。
契約の相手方	西宮市甲子園網引町8番19号 本多電気 株式会社

（参考）

○契約変更理由

映像配信の運用方法の変更に伴う必要機器の見直し等により減額となるため。

専決年月日	令和4年7月26日
専決番号	第16号
議決番号	第361号（令和3年3月23日議決）
工事名称	安井小学校改築空調設備工事
工事場所	西宮市安井町
変更内容	報告第104号（令和4年3月1日終了）で変更した契約金額 「245,069,000円」を 「245,784,000円」とする。
契約の相手方	西宮市青木町1番23号 株式会社 原田工業所

(参考)

○契約変更理由

消火設備及びダクトの一部見直しにより増額となるため。

専決年月日	令和4年7月26日
専決番号	第17号
議決番号	第362号（令和3年3月23日議決）
工事名称	安井小学校改築衛生設備工事
工事場所	西宮市安井町
変更内容	報告第104号（令和4年3月1日終了）で変更した契約金額 「210,442,511円」を 「211,539,022円」とする。
契約の相手方	西宮市越水町4番22号 株式会社 エイダブリューエンジニアリング

(参考)

○契約変更理由

屋外部における給排水経路の一部見直しにより増額となるため。

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第5条第2項の規定により一般財団法人西宮市都市整備公社の経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和4年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 法人の名称

一般財団法人西宮市都市整備公社

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

当法人は、幅広い分野において様々な事業を展開しているが、本市との関係が極めて強く、自主事業及び受託事業とも本市の業務の補完・代替を担っている面が強い。

主な自主事業としては、西宮浜産業交流会館の管理運営や公共駐車場事業などを実施した。

受託事業としては、地域情報化事業を、また指定管理事業として斎場の管理及び葬祭事業を実施したが、いずれの事業も年度ごとに精算をしているため収支差額は生じていない。

法人全体としては、収支のバランスが取れており、各種財務指標の数値も良好である。また、資産に比べて負債の割合も低く、当法人の経営状況は概ね健全であると評価する。

一方、当法人を取り巻く環境が大きく変化しており、これまで自主事業として実施してきた総合行政情報化支援事業が令和3年度より民間事業者へ移管されたことから、一層の収益確保および経営の健全化に努める必要があると考える。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

当法人は、本市の総合計画の目標とする文教住宅都市の実現の趣旨に沿って、公の施設の管理運営や、公共駐車場の管理運営、低廉な価格で市民に提供する葬祭事業など、本市の業務と密接な関連を有する公益的な事業を着実に実施した。

一方、当法人の事業は、時代の変化によって縮小していくなか、より効率的、効果的な方法による事業の執行が求められている。

(参考1)

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	2,813,792	2,813,833	△ 41
基本財産受取利息	2,813,792	2,813,833	△ 41
② 事業収益	245,765,169	255,486,995	△ 9,721,826
事業収益	74,930,789	92,873,068	△ 17,942,279
受託事業収益	140,596,816	133,703,155	6,893,661
家賃収益	30,237,564	28,910,772	1,326,792
③ 受取補助金等	23,330,425	22,971,371	359,054
受取地方公共団体補助金	14,061,940	13,702,886	359,054
受取補助金等振替額	9,268,485	9,268,485	0
④ 受取負担金	8,011,653	8,361,609	△ 349,956
受取負担金	8,011,653	8,361,609	△ 349,956
⑤ 雑収益	2,833,539	9,783,411	△ 6,949,872
運用財産利息収益	2,393	2,992	△ 599
受取利息	233,865	299,400	△ 65,535
雑収益	2,597,281	9,481,019	△ 6,883,738
⑥ 引当金取崩益	848,535	1,221,881	△ 373,346
賞与引当金取崩益	848,000	778,400	69,600
貸倒引当金取崩益	535	443,481	△ 442,946
経常収益計	283,603,113	300,639,100	△ 17,035,987
(2) 経常費用			
① 事業費	292,322,859	315,467,233	△ 23,144,374
報酬	62,590,169	66,179,355	△ 3,589,186
退職給付費用	983,970	953,390	30,580
法定福利費	8,990,319	9,340,509	△ 350,190
厚生費	191,223	185,626	5,597
旅費交通費	0	545	△ 545
通信運搬費	1,467,977	2,140,994	△ 673,017
消耗什器備品費	431,111	510,443	△ 79,332
消耗品費	25,079,748	25,894,419	△ 814,671
修繕費	14,105,977	12,510,290	1,595,687
印刷製本費	173,849	257,330	△ 83,481
燃料費	567,656	456,760	110,896
光熱水料費	13,112,423	11,748,547	1,363,876
使用料及び賃借料	33,487,497	33,120,522	366,975
保険料	2,075,123	2,137,354	△ 62,231
租税公課	17,040,546	13,728,123	3,312,423
支払負担金	2,673,274	2,505,943	167,331
支払寄付金	1,000,000	1,000,000	0
委託費	61,598,512	87,636,051	△ 26,037,539
手数料	726,917	669,765	57,152
雑費	495,127	477,246	17,881
貸倒引当金繰入	5,355	535	4,820
減価償却費	44,931,886	43,417,586	1,514,300
賞与引当金繰入	594,200	595,900	△ 1,700

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
② 管理費	17,100,210	15,958,742	1,141,468
報酬	5,459,072	4,688,828	770,244
法定福利費	872,548	857,201	15,347
厚生費	31,724	10,588	21,136
旅費交通費	0	75	△ 75
通信運搬費	33,663	30,605	3,058
消耗什器備品費	0	45,565	△ 45,565
消耗品費	43,147	88,733	△ 45,586
修繕費	3,163	0	3,163
印刷製本費	215	0	215
燃料費	4,892	4,801	91
光熱水料費	75,776	58,072	17,704
使用料及び賃借料	351,171	317,380	33,791
保険料	15,007	14,746	261
租税公課	415,477	415,575	△ 98
支払負担金	9,202,457	8,865,405	337,052
委託費	314,108	293,233	20,875
手数料	25,690	15,835	9,855
賞与引当金繰入	252,100	252,100	0
経常費用計	309,423,069	331,425,975	△ 22,002,906
当期経常増減額	△ 25,819,956	△ 30,786,875	4,966,919
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外費用			
① 固定資産除却費	1	1,011,337	△ 1,011,336
建物除却費	0	1	△ 1
什器備品除却費	1	1,011,336	△ 1,011,335
② 移管損	0	512,367	△ 512,367
移管損	0	512,367	△ 512,367
経常外費用計	1	1,523,704	△ 1,523,703
当期経常外増減額	△ 1	△ 1,523,704	1,523,703
当期一般正味財産増減額	△ 25,819,957	△ 32,310,579	6,490,622
一般正味財産期首残高	1,423,052,274	1,455,362,853	△ 32,310,579
一般正味財産期末残高	1,397,232,317	1,423,052,274	△ 25,819,957
II 指定正味財産増減の部			
① 一般正味財産への振替額	9,268,485	9,268,485	0
一般正味財産への振替額	9,268,485	9,268,485	0
当期指定正味財産増減額	△ 9,268,485	△ 9,268,485	0
指定正味財産期首残高	869,290,865	878,559,350	△ 9,268,485
指定正味財産期末残高	860,022,380	869,290,865	△ 9,268,485
III 正味財産期末残高	2,257,254,697	2,292,343,139	△ 35,088,442

正味財産増減計算書内訳表

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	0	0	2,813,792	2,813,792
基本財産受取利息	0	0	2,813,792	2,813,792
② 事業収益	0	245,765,169	0	245,765,169
事業収益	0	74,930,789	0	74,930,789
受託事業収益	0	140,596,816	0	140,596,816
家賃収益	0	30,237,564	0	30,237,564
③ 受取補助金等	0	9,268,485	14,061,940	23,330,425
受取地方公共団体補助金	0	0	14,061,940	14,061,940
受取補助金等振替額	0	9,268,485	0	9,268,485
④ 受取負担金	0	8,011,653	0	8,011,653
受取負担金	0	8,011,653	0	8,011,653
⑤ 雑収益	0	2,813,375	20,164	2,833,539
運用財産利息収益	0	0	2,393	2,393
受取利息	0	233,865	0	233,865
雑収益	0	2,579,510	17,771	2,597,281
⑥ 引当金取崩益	0	596,435	252,100	848,535
賞与引当金取崩益	0	595,900	252,100	848,000
貸倒引当金取崩益	0	535	0	535
経常収益計	0	266,455,117	17,147,996	283,603,113
(2) 経常費用				
① 事業費	1,000,000	291,322,859	0	292,322,859
報酬	0	62,590,169	0	62,590,169
退職給付費用	0	983,970	0	983,970
法定福利費	0	8,990,319	0	8,990,319
厚生費	0	191,223	0	191,223
通信運搬費	0	1,467,977	0	1,467,977
消耗什器備品費	0	431,111	0	431,111
消耗品費	0	25,079,748	0	25,079,748
修繕費	0	14,105,977	0	14,105,977
印刷製本費	0	173,849	0	173,849
燃料費	0	567,656	0	567,656
光熱水料費	0	13,112,423	0	13,112,423
使用料及び賃借料	0	33,487,497	0	33,487,497
保険料	0	2,075,123	0	2,075,123
租税公課	0	17,040,546	0	17,040,546
支払負担金	0	2,673,274	0	2,673,274
支払寄付金	1,000,000	0	0	1,000,000
委託費	0	61,598,512	0	61,598,512
手数料	0	726,917	0	726,917
雑費	0	495,127	0	495,127
貸倒引当金繰入	0	5,355	0	5,355
減価償却費	0	44,931,886	0	44,931,886
賞与引当金繰入	0	594,200	0	594,200

正味財産増減計算書内訳表

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
② 管理費	0	0	17,100,210	17,100,210
報酬	0	0	5,459,072	5,459,072
法定福利費	0	0	872,548	872,548
厚生費	0	0	31,724	31,724
通信運搬費	0	0	33,663	33,663
消耗品費	0	0	43,147	43,147
修繕費	0	0	3,163	3,163
印刷製本費	0	0	215	215
燃料費	0	0	4,892	4,892
光熱水料費	0	0	75,776	75,776
使用料及び賃借料	0	0	351,171	351,171
保険料	0	0	15,007	15,007
租税公課	0	0	415,477	415,477
支払負担金	0	0	9,202,457	9,202,457
委託費	0	0	314,108	314,108
手数料	0	0	25,690	25,690
賞与引当金繰入	0	0	252,100	252,100
経常費用計	1,000,000	291,322,859	17,100,210	309,423,069
当期経常増減額	△ 1,000,000	△ 24,867,742	47,786	△ 25,819,956
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外費用				
① 固定資産除却費	0	1	0	1
什器備品除却費	0	1	0	1
経常外費用計	0	1	0	1
当期経常外増減額	0	△ 1	0	△ 1
当期一般正味財産増減額	△ 1,000,000	△ 24,867,743	47,786	△ 25,819,957
一般正味財産期首残高	△ 5,000,000	1,418,755,568	9,296,706	1,423,052,274
一般正味財産期末残高	△ 6,000,000	1,393,887,825	9,344,492	1,397,232,317
II 指定正味財産増減の部				
① 一般正味財産への振替額	0	9,268,485	0	9,268,485
一般正味財産への振替額	0	9,268,485	0	9,268,485
当期指定正味財産増減額	0	△ 9,268,485	0	△ 9,268,485
指定正味財産期首残高	0	359,290,865	510,000,000	869,290,865
指定正味財産期末残高	0	350,022,380	510,000,000	860,022,380
III 正味財産期末残高	△ 6,000,000	1,743,910,205	519,344,492	2,257,254,697

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	705,310	1,028,810	△ 323,500
普通預金	378,236,884	351,017,667	27,219,217
未収金	2,284,877	29,706,924	△ 27,422,047
流動資産合計	381,227,071	381,753,401	△ 526,330
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	276,339	379,624	△ 103,285
投資有価証券	509,723,661	509,620,376	103,285
基本財産合計	510,000,000	510,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	14,045,320	13,061,350	983,970
減価償却引当資産	283,901,839	288,215,839	△ 4,314,000
保証金積立資産	2,018,000	2,087,000	△ 69,000
運用財産積立資産	3,000,000	3,000,000	0
特定資産－建物	526,539,789	541,018,935	△ 14,479,146
特定資産－構築物	1	1	0
特定資産合計	829,504,949	847,383,125	△ 17,878,176
(3) その他固定資産			
土地	168,289,519	168,289,519	0
建物	417,815,058	443,727,215	△ 25,912,157
建物付属設備	21,141,798	16,411,243	4,730,555
構築物	924,922	1,124,633	△ 199,711
車両運搬具	1	1	0
機械装置	97,650	131,130	△ 33,480
什器備品	48,607	97,208	△ 48,601
リース資産	7,350,420	9,450,540	△ 2,100,120
その他固定資産合計	615,667,975	639,231,489	△ 23,563,514
固定資産合計	1,955,172,924	1,996,614,614	△ 41,441,690
資産合計	2,336,399,995	2,378,368,015	△ 41,968,020
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	51,437,962	57,306,864	△ 5,868,902
前受金	1,491,073	1,329,007	162,066
預り金	1,956,223	1,942,115	14,108
賞与引当金	846,300	848,000	△ 1,700
流動負債合計	55,731,558	61,425,986	△ 5,694,428
2. 固定負債			
退職給付引当金	14,045,320	13,061,350	983,970
受入保証金	2,018,000	2,087,000	△ 69,000
リース債務	7,350,420	9,450,540	△ 2,100,120
固定負債合計	23,413,740	24,598,890	△ 1,185,150
負債合計	79,145,298	86,024,876	△ 6,879,578
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	350,022,380	359,290,865	△ 9,268,485
寄付金	510,000,000	510,000,000	0
指定正味財産合計	860,022,380	869,290,865	△ 9,268,485
(うち基本財産への充当額)	(510,000,000)	(510,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(350,022,380)	(359,290,865)	(△ 9,268,485)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	1,397,232,317	1,423,052,274	△ 25,819,957
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(463,419,249)	(472,943,910)	(△ 9,524,661)
正味財産合計	2,257,254,697	2,292,343,139	△ 35,088,442
負債及び正味財産合計	2,336,399,995	2,378,368,015	△ 41,968,020

(貸借対照表に関する注記)
実施事業資産はなし。

(参考2)

指標	令和2年度	令和3年度
正味財産比率	96.4%	96.6%
借入金依存率	0.0%	0.0%
自己収益比率	84.4%	84.7%
当期經常増減率	△10.2%	△9.1%
総資産当期經常増減率	△1.3%	△1.1%
人件費比率	28.9%	28.5%
管理費比率	4.8%	5.5%

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第5条第2項の規定により公益財団法人西宮市国際交流協会の経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和4年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 法人の名称

公益財団法人西宮市国際交流協会

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

西宮市国際交流協会（以下、当協会という。）は「多文化共生社会の実現に関する事業」、「国際交流・国際協力に関する事業」及び「国際理解に関する事業」の公益目的事業を推進し、収益の確保を主たる目的としていないことから、令和3年度の当期経常増減額は△353千円となっているが、正味財産比率は98%、借入金依存率は0%であり、概ね健全と評価する。引き続き、さらなる経営の安定化に向けた取組みを求めていく。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

当協会の「多文化共生社会の実現に関する事業」では、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、引き続き学習支援、各種相談や情報提供など、主に「外国人市民にとって安心して暮らせる環境整備」につながる、多文化共生の住みよい地域づくりの推進にかかる事業を実施した。なお、これらの事業は、当協会の趣旨に賛同し、登録するボランティア自主活動グループなどの参画と協力を得ることにより、幅広く実施している。「国際交流・国際協力に関する事業」では、外国人市民とのふれあい事業や、国際交流・国際協力に取り組む地域団体の事業支援など、主に市民レベルでの幅広い国際交流活動を促進する、国際交流・国際協力の推進にかかる事業を実施した。「国際理解に関する事業」では、国際理解について市民の関心を高め、また世界各国の文化等に対する理解を深めるため、「多文化共生社会への理解促進」につながる国際理解講座や、国際理解に関する情報提供などを行った。

なお令和3年度も引き続き、コロナ禍において、外国人市民が情報弱者とならないよう、多言語による各種行政情報の迅速な発信に努めた。

当協会は、市と緊密に連携して事業を実施しており、市と市民、民間団体を繋ぐパイプ役となり、本市の基本方針となる総合計画の「多文化共生及び姉妹・友好都市交流の推進」の中心的な役割を担い、公益目的を達成しているものと評価する。

(参考1)

貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位:円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,337,960	流動負債	5,656,906
固定資産	328,671,691	固定負債	0
		負債合計	5,656,906
		(正味財産の部)	
		正味財産	330,352,745
		正味財産合計	330,352,745
資産合計	336,009,651	負債及び正味財産合計	336,009,651

正味財産増減計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:円)

I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	25,232,258
(2) 経常費用	25,585,297
評価損益等	0
当期経常増減額	△ 353,039
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 353,039
法人税等	82,000
当期一般正味財産増減額	△ 435,039
一般正味財産期首残高	23,787,784
一般正味財産期末残高	23,352,745
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	307,000,000
指定正味財産期末残高	307,000,000
III 正味財産期末残高	330,352,745

(参考2)

指標	令和2年度	令和3年度
正味財産比率	98.2%	98.3%
借入金依存率	0.0%	0.0%
自己収益比率	18.1%	19.1%
当期経常増減率	△2.8%	△1.4%
総資産当期経常増減率	△0.2%	△0.1%
人件費比率	24.8%	23.8%
管理費比率	22.2%	22.0%

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第5条第2項の規定により西宮市土地開発公社の経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和4年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 法人の名称

西宮市土地開発公社

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

西宮市土地開発公社の経営の健全化に関する計画に基づき、市は平成23年4月に公社から貸付金5,090,700千円の償還を受け市の公社への無利子貸付金を解消するとともに、未利用の公社長期保有地17,262㎡、3,925,347千円を買戻し、市の債務であった公社事業未収金1,512,433千円も解消したことにより、公社の経営は大きく改善されている。

また、平成25年2月28日付の総務省の土地開発公社経営健全化対策措置要領取扱細則で示す経営の抜本的な健全化（指標）では、①債務保証等対象土地の年度末の簿価総額を市の標準財政規模で除して得た数値が0.2以下、②債務保証等対象土地であって保有期間が5年以上であるものの年度末簿価総額を市の標準財政規模で除して得た数値が0.1以下、③供用済土地及び未収金土地を解消することとしている。

西宮市土地開発公社では、令和3年度末現在①は、0.053で指標を下回り、②も、0.053で指標を下回り、③の供用済土地及び未収金土地はなく、健全と評価する。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

西宮市土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地の取得事業と市有地の造成事業（いずれも管理や処分も含む）を行っている。

令和3年度は、公有地取得事業では、新たな取得はなかったが、保有していた道路用地69㎡を処分した。

令和3年度の土地造成事業（宅地分譲）では、市の未利用地の利活用に関する方針に

基づく市有地等の売却について、公社造成事業として35区画、6,487㎡、690,177千円の宅地分譲を行い、市収入の確保や優良宅地の提供に貢献している。

また、甲子園浜1丁目の公有地5.6haを、未利用地の有効利用として活用を行い、年間124,320千円の収益を上げ、経常利益は91,184千円である。

以上のことから、西宮市土地開発公社の事業は公益目的を達成していると評価する。

(3) 公的支援の妥当性

該当なし。

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第5条第2項の規定により西宮都市管理株式会社の経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和4年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 法人の名称

西宮都市管理株式会社

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

西宮都市管理株式会社は平成5年5月に設立され、当初より不安定な財務基盤であったが、内部努力や出資者の支援により、単年度黒字を達成できるようになった。しかし、平成20年9月、キーテナントの撤退表明に端を発して経営状況が悪化し、経営改善の必要性に迫られた。

平成21年度に経営改善計画を策定し、経営の効率化や内部努力を重ね、同年度決算は赤字であったものの、平成22年度以降は黒字転換し、経営改善計画を上回る結果となっている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種も進み、新規感染者数が減少した結果、個人の消費活動も徐々に回復し、日本ショッピングセンター協会が発表した令和3年の既存店売上高は前年比で3.1%増加となっている。フレンテ西宮・専門店の売上高は前年度比で1.93%減少しており、業種による格差が見られたものの、緊急事態宣言やそれに引き続くまん延防止等重点措置の影響を受けた。売上高は減少したが、西宮都市管理株式会社の経常利益は前年度比19.4%増加し、税引き後当期純利益は32,221千円を確保した。

売上高営業利益率については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和元年度からは0.76ポイント低くなっているものの、令和3年中小企業実態基本調査を5.46ポイント上回っており、引き続き経営改善の効果が現れているものと思われる。また、平成23年度に実施した、990,000千円の長期貸付についても、約定どおりの返済を行っている。

同社の経営に大きな影響を及ぼすこととなる建設協力金376,000千円については、特定調停の和解が成立し、平成26年度から令和8年度までの13年間で分割返済することとなり、令和3年度は、約定どおり29,333千円の返済を行った。

以上のとおり、令和3年度も引き続き単年度黒字を達成し、年度当初の経営計画を上回る結果となっていることから、短期的な安定性の確保は認められる。

今後については、新型コロナウイルス感染症の影響による消費者の購買力の冷え込みに加え、世界的な原料・原油価格の高騰による物価や光熱費の上昇などにより収益性の悪化は避けられない状況となっている。また、近隣スーパーマーケット等との競合激化など、同社を取り巻く経営環境はより厳しくなることが予想されており、市は引き続き同社の経営状況のモニタリングを行っていく。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

西宮都市管理株式会社は、「フレンテ西宮」の店舗及び駐車場などの管理・運営業務や、営業管理並びに販売促進業務を行っている。令和3年度は緊急事態宣言等による休業や時短営業の影響で、フレンテ全体の入館客数、専門店売上高は前年度に比して微減となった。

(3) 公的支援の妥当性

ア これまでに行った公的支援

平成23年度に990,000千円(34年間)の長期貸付を行った。令和3年度末現在の融資残高は690,000千円となっている。

イ 妥当性の評価

JR西宮駅周辺地区のにぎわいあるまちづくりに、「フレンテ西宮」は必要不可欠な施設であり、同施設の空洞化を防ぎ、安定した運営を行うことは、西宮市のまちづくりにとって重要な課題である。

西宮都市管理株式会社に対する貸付は、「フレンテ西宮」が市民にとって便利かつ安定した施設として維持していくことに資するものであり、妥当と評価する。

(参考1)

貸借対照表

(単位：円)

	H30. 3. 31	H31. 3. 31	R2. 3. 31	R3. 3. 31	R4. 3. 31
資産合計	1,853,694,029	1,819,354,093	1,772,585,548	1,761,755,848	1,716,073,068
流動資産	186,068,156	187,606,909	178,178,063	207,413,153	201,928,584
固定資産	1,667,625,873	1,631,747,184	1,594,407,485	1,554,342,695	1,514,144,484
負債の部	1,268,222,371	1,201,609,075	1,123,781,453	1,085,938,701	1,008,034,820
流動負債	156,740,966	150,687,747	140,027,074	142,238,983	130,222,484
固定負債	1,111,481,405	1,050,921,328	983,754,379	943,699,718	877,812,336
純資産の部	585,471,658	617,745,018	648,804,095	675,817,147	708,038,248
資本金	499,000,000	499,000,000	499,000,000	499,000,000	499,000,000
資本剰余金	121,600	121,600	121,600	121,600	121,600
利益剰余金	86,350,058	118,623,418	149,682,495	176,695,547	208,916,648

損益計算書

(単位：円)

	H29. 4. 1- H30. 3. 31	H30. 4. 1- H31. 3. 31	H31. 4. 1- R2. 3. 31	R2. 4. 1- R3. 3. 31	R3. 4. 1- R4. 3. 31
売上高	401,191,633	405,944,930	397,463,892	390,446,724	390,037,654
売上原価	182,178,228	186,081,339	182,505,732	184,276,545	184,414,652
売上総利益	219,013,405	219,863,591	214,958,160	206,170,179	205,623,002
販売費及び一般管理費	167,994,202	173,541,037	166,522,061	164,712,072	161,044,708
営業利益	51,019,203	46,322,554	48,436,099	41,458,107	44,578,294
営業外収益	2,918,237	2,379,635	2,006,846	2,354,707	7,656,403
営業外費用	2,117,799	1,725,229	1,471,368	1,021,962	1,121,296
経常利益	51,819,641	46,976,960	48,971,577	42,790,852	51,113,401
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0
税引前当期純利益	51,819,641	46,976,960	48,971,577	42,790,852	51,113,401
法人税等	16,448,900	14,703,600	17,912,500	15,777,800	18,892,300
当期純利益	35,370,741	32,273,360	31,059,077	27,013,052	32,221,101

(参考2)

経営指標

経営指標	評価	H29	H30	R1	R2	R3
(1) 総資本経常利益率	収益性	2.80%	2.58%	2.76%	2.43%	2.98%
(2) 総資本営業利益率		2.75%	2.55%	2.73%	2.35%	2.60%
(3) 自己資本当期純利益率		6.04%	5.22%	4.79%	4.00%	4.55%
(4) 売上高総利益率		54.59%	54.16%	54.08%	52.80%	52.72%
(5) 売上高営業利益率	収益性	12.72%	11.41%	12.19%	10.62%	11.43%
(6) 売上高経常利益率		12.92%	11.57%	12.32%	10.96%	13.10%
(7) 売上高対販売費・ 一般管理費比率		41.87%	42.75%	41.90%	42.19%	41.29%
(8) 総資本回転率		0.22 回	0.22 回	0.22 回	0.22 回	0.23 回
(9) 流動比率	安定性	118.71%	124.50%	127.25%	145.82%	155.06%
(10) 固定比率		284.83%	264.15%	245.75%	229.99%	213.85%
(11) 自己資本比率	安定性	31.58%	33.95%	36.60%	38.36%	41.26%
(12) 財務レバレッジ		3.17 倍	2.95 倍	2.73 倍	2.61 倍	2.42 倍
(13) 負債比率		216.62%	194.52%	173.21%	160.69%	142.37%
(14) 付加価値比率		54.59%	54.16%	54.08%	52.80%	52.72%
(15) 機械投資効率						
(16) 労働分配率		21.17%	23.88%	24.98%	25.61%	26.22%
(17) 借入金依存率	安定性	44.74%	43.56%	42.63%	41.83%	40.97%
(18) 売上高人件費率	効率性	11.24%	11.96%	11.84%	12.17%	12.47%

(注) 算出に使用する費目が負値などの場合には「-」と表示しています。

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第5条第2項の規定により公益財団法人西宮市文化振興財団の経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和4年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 法人の名称

公益財団法人西宮市文化振興財団

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

芸術文化鑑賞振興育成事業については、事業費の精査と併せて入場料等収入の確保に努めた。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度大幅に減少した自主事業収益が、令和3年度は一定回復したことにより、自己収益比率が改善したが、制限下での事業実施を余儀なくされていることから、完全な回復には至っていない。また、平成28年度から30年度にかけて市の派遣職員に代え、新たに芸術文化の分野に長けた職員4名を財団で雇用したため人件費比率は上昇しているが、その財源として市は補助金を交付している。正味財産比率は、令和3年度決算で91%、借入金依存率は0%であり、コロナ禍の影響は残るものの、財団の経営については概ね健全であると評価するが、今後、さらなる経営の安定化、収益の向上を求めていく。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

当法人は自主事業として、人気の高い落語会や、気軽に文化芸術と出会い楽しむ機会を市内各所で提供する「おさんぼアミティ」、本市出身の音楽家を中心に一般公募の市民による合唱やボランティアスタッフと共に開催する「にしのみやオペラ」など、地域における文化振興事業を実施し、令和3年度は2,085人の入場者があった。また、西宮にゆかりのある文学作品等をオンライン講座で解説する「西宮文学案内」、文化芸術をオンラインで鑑賞する「おうちでアミティ」を実施し、動画コンテンツを作成・配信した。さらに、市からの受託事業として、広く全国から作品を公募する西宮市展、市内芸術団体の協力を得て市民に良質な芸術の鑑賞機会を提供する西宮市芸術祭など様々な芸術文化事業を実施しており、令和3年度は3,904人の入場者があったほか、市民主体で実施する芸術文化事業への助成や広報支援などを行った。

これら自主事業、受託事業の実施は、市民主体の文化振興を目指す西宮市文化振興ビジョンの推進に大きく寄与していると評価する。

指定管理者としては、西宮市民会館の運営管理、受託事業として東高校ホールの管理を行うなかで、主催者や鑑賞者からハード面のニーズを把握し、市民会館会議室に個別空調を新設するなど、利用者へのサービス向上に取り組んでいる。

このように文化振興財団の事業は、公益目的を達成しているものと評価する。

(参考1)

貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	41,514,652	流動負債	21,002,869
固定資産	606,406,523	固定負債	35,735,802
		負債合計	56,738,671
		(正味財産の部)	
		正味財産	591,182,504
		正味財産の合計	591,182,504
資産合計	647,921,175	負債及び正味財産合計	647,921,175

正味財産増減計算書（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
（単位：円）

I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	258,525,152
(2) 経常費用	258,845,558
当期経常増減額	△ 320,406
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 320,406
一般正味財産期首残高	91,502,910
一般正味財産期末残高	91,182,504
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	500,000,000
指定正味財産期末残高	500,000,000
III 正味財産期末残高	591,182,504

(参考2)

指標	令和2年度	令和3年度
正味財産比率	89.5%	91.2%
借入金依存率	0.0%	0.0%
自己収益比率	10.5%	16.2%
当期経常増減率	△ 0.1%	△ 0.1%
総資産当期経常増減率	0.0%	0.0%
人件費比率	31.1%	31.6%
管理費比率	2.8%	2.0%

第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告の件

西宮市第三セクター等への関与に関する条例第5条第2項の規定により公益財団法人西宮スポーツセンターの経営の健全性等の評価等を下記のとおり報告する。

令和4年8月31日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 法人の名称

公益財団法人西宮スポーツセンター

2 経営の健全性等の評価

(1) 経営の健全性

公益目的事業は、市民の生涯スポーツの普及・促進を図るため、低廉な価格であらゆる世代を対象として各種スポーツ推進事業を展開している。したがって、当該団体は収益の確保を主たる目的とはしておらず、収益性は低いと言える。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大によるスポーツ教室等事業中止の影響があったものの、経常収益は前年度に比べて1,084万円、3.4%増加した。しかし、経常費用も前年度に比べて1,606万5千円、4.6%増加し、当期一般正味財産増減額は2,743万2千円の赤字額を計上することになった。コロナ禍による収支悪化については、国の支援策活用や新規受託事業などで補填を図っている。

法人設立時に比べ、指定管理者制度の導入など事業環境の変化は甚だしく、また新型コロナウイルス感染症の終息時期も見通せず、経営に及ぼす影響も予測が困難な状況にある。しかし、当該団体は民間では提供が難しい公益性を重視した事業展開の確立など、公益財団法人として期待される役割を果たしていくために、コロナ禍に対応できるだけの経営基盤を構築していく必要がある。

(2) 法人の事業による公益目的の達成度

市民の生涯スポーツの振興を図るため、それぞれのライフステージに応じた一貫性のあるプログラムを作成し、継続的にスポーツに親しんでもらえるよう、ニーズを踏まえた各種スポーツ推進事業を実施している。

主催するスポーツ教室は、スポーツセンターや市内の体育館等を活動の場として、幼児期から高齢期まで幅広い年齢層に向けて教室等を実施し、のべ約7万人の参加者を得ている。ほかに、市からスポーツ推進関連事業委託業務の受託や就学前の子どもを対象とした事業、障害者スポーツの体験会を開催するなど、独自のノウハウを用い、本市スポーツ施策と緊密に連携している。

運動施設の指定管理者として、5体育館をはじめとする16施設の管理運営を行い、スポーツ施設の利活用促進や市民の健康増進という役割を担っている。

そのほかに、市とアスリート、大学、企業、スポーツ関係団体等との連携により、スポーツを通じて社会課題の解決や健康で明るいまちづくりに寄与することを目的に平成26年9月に発足した「アスレチック・リエゾン・西宮」の事務局業務を担っており、事業の企画調整や運営に携わっている。

これらのおり、公益財団法人西宮スポーツセンターの事業は、概ね公益目的を達成していると評価する。

(参考1)

貸借対照表(3ヵ年推移)

(単位：円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
資産	流動資産	66,091,413	42,734,837	21,065,662
	固定資産	188,012,406	190,247,216	184,225,216
	資産合計(A)	254,103,819	232,982,053	205,290,878
負債	流動負債	33,715,716	28,550,572	26,672,223
	固定負債	30,650,836	36,900,454	38,518,772
	負債合計(B)	64,366,552	65,451,026	65,190,995
正味財産(A-B)		189,737,267	167,531,027	140,099,883

注：各年度の年度末現在

正味財産増減計算書（3カ年推移）

（単位：円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	337,783,295	323,361,757	334,201,042
(2) 経常費用	350,904,378	345,567,997	361,632,186
当期経常増減額	△ 13,121,083	△ 22,206,240	△ 27,431,144
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	2,480,460	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	2,480,460	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 10,640,623	△ 22,206,240	△ 27,431,144
法人税等	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 10,640,623	△ 22,206,240	△ 27,431,114
一般正味財産期首残高	139,377,890	128,737,267	106,531,027
一般正味財産期末残高	128,737,267	106,531,027	79,099,883
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	61,000,000	61,000,000	61,000,000
指定正味財産期末残高	61,000,000	61,000,000	61,000,000
III 正味財産期末残高	189,737,267	167,531,027	140,099,883

（参考2）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正味財産比率	74.7%	71.9%	68.2%
自己収益比率	91.6%	85.0%	83.4%
当期経常増減率	△ 3.9%	△ 6.9%	△ 8.2%
総資産当期経常増減率	△ 5.2%	△ 9.5%	△ 13.4%
人件費比率	44.2%	46.5%	46.7%
市への依存率（注）	70.1%	73.5%	70.7%

（注）市への依存率＝市からの委託料・指定管理料・補助金の合計／経常収益